

令和6年3月27日

第3回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	主幹	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和6年3月27日(水) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員8名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
中村委員 鍋島委員 古谷委員
山口委員 堅田委員 谷脇(裕)委員

(推進委員8名) 宮田委員 高橋委員 三本委員
坂本委員 森光委員 森田委員
谷本委員 谷脇(督)委員

4. 欠席委員 (なし)

5. 出席職員 (事務局4名) 岡田局長 坂本次長
徳永主幹 北村主幹

6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について
議案第4号 農用地利用集積計画について(諮問)

7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について

開会宣言	中西会長 只今から、令和6年第3回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
議 長	中西会長 忙しい時期になってきましたが、出席いただきましてありがとうございます。よろしく お願いします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよ ろしいですか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	中西会長 それでは、本日の議事録署名人は7番 古谷委員、8番 山口委員、よろしくお願いい たします。
議 長	中西会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永主幹 【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】
議 長	中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	9番 森田委員 現地確認しました。セメントで舗装している所と、その後ろの家です。以前から建って いる家で、問題ありません。
審 議	中西会長 皆さんから他にご質問、ご意見はございませんか。問題がないようでしたら、許可する 事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。

議 長	中西会長 <p>特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。</p>
議 長	中西会長 <p>続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	徳永主幹 <p>【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1及び番号2まで議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	坂本次長 <p>番号1は、譲渡人の祖父が長い間、譲受人の家族に貸していた農地であり、譲渡人が高齢になり、元気なうちに土地を処分したいとのことで贈与することになりました。譲受人は米、芋、落花生、柿を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と父母が年間250日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も引き続き落花生、芋、柿を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>番号2は、農地の交換で、所有者が高齢のため、お互いの子への贈与という形での所有権移転です。もう一筆は現在、相続登記手続き中のため後日申請予定です。譲受人は水稻、茗荷を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と父母が年間300日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は水稻を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
議 長	中西会長 <p>皆さんから、何かご意見ございませんか。</p>
意 見	9番 森田委員 <p>番号1については、先程の非農地申請の前の綺麗になっている土地と、その奥に少し土</p>

	<p>地があり、そこが贈与となっています。もう一筆の方ですが、面積も狭いですが、ほんの少しだけあり、柿の木が植えられています。問題ありません。</p> <p>3番 高橋委員</p> <p>番号2について、現地確認しました。現状は水稻を作るような状態ではないですが、水稻を作ろうと思えば作れるような場所でした。問題ありません。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>皆さんから他にご意見がありましたら、お願いします。</p>
審 議	<p>中西会長</p> <p>他に何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、番号1及び番号2について、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については、許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>徳永主幹</p> <p>【議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>徳永主幹</p> <p>補足説明します。</p> <p>本申請につきましては、令和4年12月21日付高知県指令4高農基第5-0247号で農地転用許可があった件の事業計画の変更となります。</p> <p>変更内容は工事期間の延長であり、転用時期について、変更前は工事着工許可日、工事完了は許可後から1年後としておりましたが、本変更申請で工事完了を令和7年3月1日と変更する者です。</p> <p>事業計画の変更理由としては、当初予定より本業のブロック製造業が忙しく、工事が遅</p>

	延してしまい、事業期間の延長を求めるものとなっています。
議 長	中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
審 議	中西会長 何かご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議ないようなので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の審議については、農地法第5条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします
議 長	中西会長 続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	北村主幹 【整理番号R5-46から整理番号R5-52について別冊をもとに朗読】
補足説明	北村主幹 補足説明をします。 整理番号R5-46からR5-51については、借受人は同一で、主たる経営作物は茗荷で、構成員は1人、内1人が専従者となっております。整理番号R5-52については、借受人の主たる経営作物は茗荷で、構成員は1人、内1人が専従者となっております。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改正により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号では、農用地利用集積計画の内容が基本構想到に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると思います。農用地のすべてを効率的に利用することの要件、農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると思います。 また、基本構想の第5の1（8）対象農地の所有権等を有する者の全ての同意についてですが、R5-46、R5-49からR5-51はその存続期間が20年を超えず、所有

	<p>権等を有する者全ての者から同意が得られていることから、この要件につきましても適合するものと考えています。</p> <p>以上により、今回の申請について、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>この件について、皆さんから何かございませんか。</p>
審 議	<p>中西会長</p> <p>何もなければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>ご異議ないようですので、議案第4号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。</p>
報告事項	<p>徳永主幹</p> <p>【報告事項[1] 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。</p>
そ の 他	<p>岡田局長</p> <p>令和6年度須崎市農業委員会総会予定について</p> <p>令和6年度最適化活動の目標設定について</p>
閉会宣言	<p>中西会長</p> <p>その他、何かございませんか。</p> <p>ないようでしたら、以上で第3回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p>
	<p>閉会 午後 2時30分</p>

その真正なることを証して署名する。

議 長

7 番

8 番